

事業者の皆様へ

●船員の最低賃金とは

沖縄管内で以下の表に記載のある区分の船舶を使用する者は、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）第4条1項の規定により、その使用する船舶の区分に応じて当該使用船舶に乗り組む船員に対し、以下の表に掲げる金額（以下、最低賃金という。）以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金の額

全国：令和7年3月12日～ 沖縄：令和7年3月30日～

区分	適用地域	職員（月額）		部員（月額）		適用する使用者	
		職員	若年職員 事務部職員	海上経歴 3年以上	海上経歴 3年未満		
全国内航鋼船運航業	全国	267,950	251,500 （若年職員）	209,350	200,050	右記船舶を有する 全国の船舶所有者	国内各港のみを航行区域とする 次の船舶 ・近海区域の船舶 ・沿海区域で100トン 以上の船舶
沖縄内航鋼船運航業 及び木船運航業	沖縄	267,950	251,500 （若年職員）	209,350	200,050	右記船舶を有し、沖縄 総合事務局の管内に 主たる船員の労務管 理の為の事務所を有 する者	国内各港のみを航行区域とする 次の船舶 ・平水区域の船舶 ・沿海区域で100トン未満の鋼船 ・木船
海上旅客運送業	全国	264,750	209,750 （事務部職員）	201,900		右記船舶を有する 全国の船舶所有者	旅客運送に供する 次の船舶 ・遠洋区域の船舶 ・近海区域の船舶 ・沿海区域で100トン以上の 船舶（2h限定沿海船除く）
沖縄海上旅客運送業	沖縄	264,750	—	201,900		右記船舶を有し、沖縄 総合事務局の管内に 主たる船員の労務管 理の為の事務所を有 する者	旅客運送に供する 次の船舶 ・平水区域の船舶 ・沿海区域で100トン未満の船舶 ・100トン以上の2h限定沿海船

※1 上記において若年職員とは、特定の船舶職員養成施設を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない職員をいう。（別表1参照）
※2 部員の海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生につ
ては3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生については、その修業年限の期間を、船舶職員養成
施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年をそれぞれ海上経歴とみな
す。

全国：令和7年3月12日～

区分	適用地域	1人歩船員（月額）	適用する使用者	
かつお・まぐろ漁業	全国	213,300	右記船舶を有する 全国の船舶所有者	かつお・まぐろ漁業に供する次の漁船 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第12号に 掲げる漁業に従事する漁船（別表2参照）

全国：令和7年6月8日～

いか釣り漁業	全国	213,300	右記船舶を有する 全国の船舶所有者	いか釣り漁業の用に供する次の漁船 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第17号に 掲げる漁業に従事する漁船（別表2参照）
--------	----	---------	----------------------	--

※3 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わ
ず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

●最低賃金に算入しない賃金

- 上記の表に掲げる最低賃金には、以下の①～⑥の賃金は算入されませんのでご注意ください。
- ① 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当、及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
 - ② 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
 - ③ 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
 - ④ 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金、及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
 - ⑤ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
 - ⑥ 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

別 表1

海員学校(独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。)本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3年6月
海員学校インターンシップ課程(本科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(本科)	
海員学校専修科	2年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校(独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。)海技士科(三級海技士(航海科、機関科)第四)	
海技大学校海上技術科(航海科、機関科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海、機関)	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)の課程	2年
海員学校インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育課程海上技術コース(航海専修、機関専修)	6月

別 表2

漁業の許可及び取締り等に関する省令(抜粋) (大臣許可漁業の種類) 第2条 漁業法第36条第1項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 12号 かつお・まぐろ漁業 総トン数10トン(別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数20トン)以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業 17号 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業 別表第二 (第2条関係)	
大臣許可漁業	海域
かつお・まぐろ漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びにわが国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域(東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。)